

健康な生活を送るために

ねんきんせい ど 年金制度



こくみんけんこう ほ けん 国民健康保険に かにゅう



かいご ほけんせいど 介護保険制度



p41

ほ けんじょ **保健所・**

保健センター

き こうれいしゃ い りょう 後期高齢者医療 制度に加入する

p39

p37

けんこうしん さ **健康診査・** がん検診



p42

予防接種



がいこく ご たいねう 外国語で対応できる がょういん し か い 病院・歯科医



p45

エイズ・性感染症 たいさく **対策**



p46



ひとり親のための福祉サービス(



たた。 障害のある方のための福祉サービス



でませい 女性のための福祉サービス



生活に困っている方のための福祉サービス p48



高齢者のための福祉サービス



その他の医療・福祉サービス



福禄

州新宿年金事務所 しんじゅくくゃくしょ いりょうほ けんねんきん か ねんきんがかり 新宿区役所 医療保険年金課 年金係

●国民年金とは

を支えていくために国が運営する年金制度です。 国民年金は、法律の定めにより日本国内に住民登 、 入しなければなりません。

● 国民年金の加入対象となる方

に ほんこくない しゅうみんとうろく 日本国内に住民登録のある、20 歳以上60 歳未 満の方です。

● 国民年金の加入の手続き

20歳前から住民登録をしている方は、加入の しゅうかん い ない にっぽんねんきん き こう こくみんねんきん か にゅう 週間以内に日本年金機構から「国民年金加入のお まい たんじょう び ぜんじっ 歳の誕生日前日からとなります。

20 歳以降に住民登録をした方の加入の届出は、 ばぬうみんとうろく 住民登録をしている居住地の区市町村窓口で行い ます。国民年金の加入日は住民登録日等からとな ります。加入手続き後、日本年金機構から「国民 なんきんか にゅう 年金加入のお知らせ | を送ります。

■ 国民年余保険料の納付方法

20歳になってからおおむね2週間以内または 加入手続き後、「納付書」を送ります。この納付 しょうしょう 書を使用しコンビニエンスストア等でお支払いく ださい。また、口座振替やクレジットカードで納 付することもできます。

●国民年金保険料の納付が困難なとき

所得が少ないなどの理由で納付が困難な場合 は、「保険料免除・納付猶予申請」や「学生納付 特例」が利用できます。前年所得などを審査して

承認された場合は、保険料の全額または一部が免 除・猶予されます。

●日本の会社などで働く場合

に ほん かいしゃ 日本の会社などで働いている方は、厚生年金保 はん かにゅう 険に加入します。加入手続きは勤務先の会社が行 いますので、国民年金の加入後に交付した「年金 手帳」または「基礎年金番号通知書」を会社へ提 出してください。

●老輪基礎年金

るうれいまでねんきん つうさん ねんいじょう ほけんりょうのうぶ 老齢基礎年金は、通算 10 年以上の保険料納付 まかん めんじょ 期間と免除などの期間がある場合に、原則として 65歳から受け取ることができます。

● 障害基礎年余

三くみんねんきんかにゅうきかんちゅう 国民年金加入期間中や、20歳前に初診日がある ^{吸えき} 病気やケガなどで障害者となったときには、障害 基礎年金が支給されます。保険料納付要件があり ます。

●遺族基礎年金

加入者が死亡したときには、保険料納付を要件 として、死亡した芳によって生計を維持されてい た「子のある配偶者」または「子」に遺族基礎年 金が支給されます。

●出国したとき

ねんぎん っす と 年金が受け取れるようになったとき国内に住ん でいなくても、年金は日本から送金されるので国 が、。。 外で受け取ることができます。

●脱退一時金制度

るうれいまでもある。 しょうがいまでもある。 いぞくまでもある。 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を う 受けるためには一定期間の保険料を納付すること が必要ですが、受給資格期間を満たさずに帰国す たなきないが、がいこくじんには、脱退一時金の制度がある短期滞在の外国人には、脱退一時金の制度があ ります。保険料の納付が6か月以上あり帰国後2

● 社会保障協定

日本と外国との間の年金制度の二重加入の防止や保険料の掛け捨て問題を解決するために社会保障協定を締結しています。

2022 年 6 育境を、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、スペイン、アイルランド、チェコ、ブラジル、スイス、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、フィリピン、スロバキア、中国、フィンランド、スウェーデンとの協定を結んでいます。その他の状況については、下記のホームページをご覧ください。

年金制度について詳しいことは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

http://www.nenkin.go.jp/

国民健康保険に 加入する

■健康保険は必ず加入する制度で す

●健康保険制度とは

病気やケガをしたとき、誰もが安心して医療が 受けられるように、日本に居住する外国人の方も、 これが関が運営する健康保険などに必ず加入しな ければなりません。

● 国民健康保険の対象となる方

新宿区に住民登録のある方(以下の対象とならない方を除く)

●国民健康保険の対象とならない方

- ① 勤務先の健康保険に加入すべき方
- まれ to take いんこう ほけん しょうかぞく ② 勤務先の健康保険に扶養家族として加入できる がた 方
- ③生活保護を受けている方

- (4) 在留資格が「特定活動」で、医療目的で滞在する方等
- ⑤ 在留資格が「特定活動」で、観光、保養その他 これらに類似する活動を行う方等
- ⑥在留資格が「外交」の方
- ⑦在留期限が切れている方
- (8) 在留期限が3か月以下の方(在留資格が「興行」に対して、
 (7) 「技能実習」「かまたがでは、「特定活動」の方で、
 (8) 日本に3か月を超えて滞在することを証明できる方を除く)
- こう きこうれいしゃ いりょうせい ど
 か にゅう

 9後期高齢者医療制度に加入している方

● 国民健康保険の届出

以下の加入・脱退の製件に該当する場合は、澎 ず 14 日以内に手続きに来てください。福出の義務は世帯堂にあります。詳しくはお問い合わせください。

○加入の手続き

保険の資格は、届出をした日からではなく、保 はない。 険に加入すべき日に遡って取得します。

- ①新宿区に転入 (入国) したとき
- (2)勤務先の健康保険を脱退したとき
- ③牛活保護を受けなくなったとき
- 4出生したとき
- ○脱退の手続き
- ①新宿区外へ転出したとき
- ②出国、帰国するとき
- ^{まんむ きき} けんこう ほけん か にゅう (3) 勤務先の健康保険に加入したとき
- ④生活保護を受けるようになったとき
- ⑤死亡したとき

●国民健康保険料

年間の保険料は医療分、支援金分、介護分(40 歳~64歳の方のみ)があり、それぞれ前年中の所得から計算するもの(所得割額)と、加入者の人数から計算する基本料金(均等割額)との合計でです。 近しい保険料を計算するためには、世帯ではいるのでは、ではいるのでは、ではいるのでは、ではいるのでは、ではいるのです。 で協力ください。



・健康管理

福禄

なお、保険料は世帯単位で計算され、加入世帯の世帯主の方には保険料を納付する義務があります。保険料の納め忘れのないようにご注意ください。

● 国民健康保険料の納付方法

1年間(4月~翌年3月)の保険料は、区役所から納付義務者の自宅あてに送付(6月中旬頃)される保険料通知書に筒封の納付書により、6月納期から翌年3月納期までの年10回払いとなります。納期限は、各納期の末日(金融機関が休業日のときは翌営業日)です。納める場所は、区役所・特別出張所、銀行等の金融機関、郵便局、コジーエンスストアです。ほかに口座振替(自動払送)、モバイルレジ、ペイジー、コード決済を活用した電子マネー等による納付が利用できます。

- ※詳しくは、ホームページをご覧いただくか、国 保資格係へお問い合わせください。
- ■https://www.city.shinjuku.lg.jp/hoken/hoken01_002031_00002.html
- ●保険料の納付相談

国民健康保険料の納付が遅れている場合、納期 が過ぎた保険料は原則一括納付です。

ただし、特別な事情により納付が困難な場合は がすご相談ください。

■国保 (国民健康保険) に入っていると

P 医療保険年金課 国保給付係

国保は、加入者の所得に応じて、保険料を納めていただき、病気などの費用にあてる医療保険制をです。みなさんが病気やケガでお医者さんにかかったとき、病院の窓口で「国民健康保険証」(70歳以上の方は「高齢受給者証」も)を提出すれば、医療費の一部負担金を支払うだけで、残りは国保

が負担します。

出産や死亡のときにも給付があります。給付を 受けるためには単請が必要です。詳しくはお問い 合わせください。

●被保険者の一部負担金などの一覧

法改正により、変更になる場合があります。

被保険者	な、ほけんしゃ いち 被保険者の一 ※ なたがれ、わり 部負担金の割	こくほ ふたんわりあい 国保負担割合
* む まきかいく 義務教育 しゅうがくまえ 就学前	2割	8割
************************************	3割	7割
70 歳~74 歳	2割	8割
	3割 (※)	7割

※一定以上所得者。詳しくはお問い合わせください。

こうがくりょうよう ひ 高額春養君

簡じ月内に、支払った医療費が高額になって一定験が、高額になって一定験が、あとから支給されます。自己負担限度額を超えた額が、あとから支給されます。自己負担限度額は、特別と世帯の所得、総医療費などによって、決定します。

■保健事業の案内

日 医療保険年金課 庶務係

●国保(国民健康保険)の保養事業

新宿区国民健康保険に加入している方の健康増進や保養などに利用していただくための保養事業を行っています。詳しくはお問い合わせください。

●特定健康診査・特定保健指導

□ 健康づくり課 健診係

40歳~74歳の新宿区国民健康保険加入者について、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を行います。43ページに記載の健康診査により実施します。なお、対象者には受診券を設づします。

特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高い方に、食事・運動等の生活習慣改善に向けた支援 (特定保健指導)をします。

健康保険組合・共済組合・協会けんぽ・国民健康保険組合に加入している方(被扶養者を含む)への特定健康診査・特定保健指導は、各医療保険者が実施します。詳しくは、ご加入の医療保険者へお問い合わせください。

後期高齢者医療制度に加入する

■75 歳以上の方などの医療保険制度です

■ 高齢者医療担当課 高齢者医療係

75 歳になると、現在加入している国民健康保 飲や被用者保険を脱退して、「後期高齢者医療制 度」に加入することになります。

●保険の対象となる方

新宿区に住民登録のある 75 歳以上の芳は、全て「後期高齢者医療制度」に加入していただきます。また、65 歳以上75 歳未満で一定の障害がある方については任意に、前倒しで「後期高齢者医療制度」に加入することができます。

ただし、次に該当する場合は加入することはで きません。

① 在留資格が「外交」、または「特定活動」のう

- ち医療目的か観光・保養目的の方
- ②在留資格が切れている、または在留資格が「短 類滞在」などで在留期間が3か月以下の方(日 本に3か月を超えて滞在することを証明する書 類がある場合を除く)
- ③生活保護を受けている芳 加入要件について、詳しくはお問い合わせくだ さい。

●資格の取得・喪失と必要な手続き

保険の資格は、届出をした日からではなく、保 協に加入すべき日に遡って取得します。

- ① 75 歳になったとき (75 歳の誕生日当日から)
- ②75歳以上の芳が、東京都外から転入(入国) したとき(届出が必要です)
- 365歳以上の方が、東京都後期高齢者医療広域 連合により一定の障害があると認定されたとき (申請が必要です)
- ④ そのほか、生活保護を受けなくなったときなど (届出が必要です)

保険の資格が喪失となる場合、被保険者証を返 変していただきます。

- ①東京都外へ転出 (出国・帰国) するとき (届出 が必要です)
- ②死亡したとき
- ③65 歳以上 75 歳未満の芳が、一定の障害の状態に該当しなくなったとき、または本人から障害の認定にかかる申請を取り下げる皆の申し出があったとき(「申請取下書」の提出が必要です)
- ④ そのほか、生活保護を受けることになったとき など (届出が必要です)

●被保険者証

ではまる方一人について1枚交付されます。

75歳になる方には、郵送で新しい被保険者証を送ります。手続きの必要はありません。



福祉

●保険料の決め方

年間の保険料は、被保険者一人ひとりに計算され、被保険者全員が負担する「均等割」と、所得に応じ負担する「所得割」とで構成されます。

しょとく すく はあい いっていきじゃん げんがく ※所得が少ない場合、一定基準で減額されます。

●保険料の納め方

保険料は、後期高齢者医療制度を円滑に運営するための大切な財源となりますので、保険料の納め忘れがないようにしてください。

① 年金からの引落としの方・・・・公的年金等を一定 がいいらうとして、 類以上うけ取り、介護保険料と後期高齢者医療 保険料の合計額が年金としいが は、年金から直接保険料をお支払いいただきます。

ただし、「保険料納付方法変更申出書」と「預 をごうを振替(自動払込)依頼書」を提出することで、口座振替に変更することができます。

②それ以外の芳…年釜から引落としの製件に当てはまらない芳は、文でお送りする納付書により、納期限までに各金融機関窓口またはコンビニエンストアでお支払いください。 区役所・特別出張所でも納められます。 なお、 便利な口を振替のご利用をお勧めします。 通常、 毎月まに口座振替されます。 ご希望の芳は 約月 に 10 座振替されます。 ご希望の芳は 20 一次 10 でおり 10 であり 10 であ

■後期高齢者医療制度に入っている

こうれいしゃいりょうたんとう か こうれいしゃいりょうがり 高齢者医療担当課 高齢者医療係

後期高齢者医療制度は、75歳以上の芳などの、加入者の所得等に応じて保険料を納めていただき、病気などの費用にあてる医療保険制度です。加入者の方が病気やケガで医療を受けた場合、病

院の窓口で「後期高齢者医療被保険者証」を提示すれば、医療費の一部を支払うだけで、残りの金額は後期高齢者医療制度が負担します。

●窓口で支払う自己負担額

病院などの窓口で支払う自己資担額は、保険適用の総医療費の1割から3割です(自己負担額の割合は所得等により判定します)。詳細については、お問い合わせください。

●高額療養費について

育の1首から末日までの1か月間で自己資担額が限度額を超えた場合、超えた部分が後から支給される制度です。

新たに支給が生じるだには受診から一定期間経 過後に東京都後期高齢者医療広域連合から通知が ありますので、通知後にご申請ください。

●入院時負担軽減支援金の支給

●葬祭費の支給

支給を受けるためには、申請が必要です。必要 *類などの詳細は、お問い合わせください。

●保養事業について

後期高齢者医療制度に加入している方の健康保 持増進を図るため、保養事業を行っています。詳細については、お問い合わせください。

●健康診査の実施

後期高齢者医療制度に加入している方の健康診 を各医療機関で実施します。申込方法などは、 かくいりはきをがします。申込方法などは、 かくいりはたきしたを 「各種健康診査」(43ページ)をご覧ください。





※施設入所者は対象とならない場合がありますので、ご注意ください。

●保健事業の実施

後期高齢者医療制度に加入している芳で、健康 診査の結果等から、低栄養によるフレイルのリスクが高い芳に、低栄養など改善のための「値別支 援プログラム」を実施します。対象の芳には個別に通知します。詳細については、お問い合わせください。

介護保険制度

↑ 介護保険課 推進係

介護保険は、40歳以上の芳が加入者となって保険料を資担し、介護が必要と認定されたときは、かかった費用の一部(1割~3割)を支払って介護サービスを利用できる制度です。

●加入者

65歳以上の芳、または 40歳~64歳の芳で医療保険に加込している芳です。外国人の芳も、新宮に住民登録がある芳は原則として加入者となります。

●保険料

65 歳以上の方の保険料は、所得などの状況により決められ、3 年ごとに改定されます。

40歳~64歳の方は、加入している医療保険の保険料に介護保険分を加えて納入します。保険料の額は、加入している医療保険のの類は、加入している医療保険により違います。

●介護サービスの利用

65歳以上の芳は、介護が必要となった原因を問わずサービスを利用できます。40歳~64歳の芳は、脳血管疾患、認知症などの加齢に伴う病気が原因で、介護を必要とする芳が利用できます。

サービスを利用するためには、増設をして整介護認定・要支援認定を受けることが必要です。調査資が自宅や病院などを訪問し、心身や日常生活の状況などを調査します。また、本人の主治医に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

かいこぜんばん そうだん にんていしんせい うけつけ 介護全般の相談、認定申請の受付などは、高齢 しゃそうごうそうだん 者総合相談センターにご相談ください。

○ 03-5273-4593・03-5273-4254(ほかにも、区内には 10 か所の高齢者総合相談センターがあります)

●介護保険制度全般の問い合わせ

かいごほけんか



福禄

保健所・保健センター

はいくく ほけんじょ けんこうぶ 新宿区保健所 (健康部)
 はたこう (健康で) (はたう) (はたう) (はたう) (はたう) (はたう) (はたう) (はたう) (なたう) (なんとう) (なんとんさ) (なんとん

保健予防課(第2分庁舎分館1階、分室5階)

- ☞牛込保健センター
 - 新宿区矢来町6
 - **1** 03-3260-6231
 - ※ 新庁舎完成後、弁天町 50 に移転予定
- ☆ 四谷保健センター
 - 新宿区四谷三栄町 10-16
 - **1** 03-3351-5161
- サガルしんじゅく ほ けん 東新宿保健センター
 - 新宿区新宿 7-26-4
 - **1** 03-3200-1026
- ☆ 落合保健センター
 - 葡 新宿区下落合 4-6-7
 - **1** 03-3952-7161

文がんではいる。 で民の皆さんの健康を守る役割を担っている施 ないで、地域の保健衛生の中心機関です。保健所は、 はいれないせい かんまきないせい せいしんほけん けっかく かんせんしょうたい 食品衛生、環境衛生、精神保健、結核・感染症対 またいで、地域の保健衛生の中心機関です。 食品衛生、環境衛生、精神保健、結核・感染症対 またいたの専門的業務を行っています。

また、保健センターでは、地域の皆さんに身近な保健サービスを提供するため、さまざまな健康科談などにより、区民の健康保持・増進、健康についての知識の普及・啓発などに努めています。

各種相談などの目時はそれぞれ異なっていますので、事前にお問い合わせください。

●女性の健康支援センター (四谷保健センター 内)

安性の健康づくりの拠点となるセンターです。 健康相談やセミナーを実施するなど、女性が生涯を通じて健康な生活を送ることができるよう、支援しています。

また、体験、測定、情報コーナーがあり、乳がんのしこり触知体験、体組成や血管年齢など、測

でいきまっか かんたん けんこう 定機器を使った簡単な健康チェック、図書・雑誌 による健康情報の収集ができます。

■在宅医療相談窓口

はんこうせいさく か ち いき いりょうがかり 健康政策課 地域医療係

a 03-5273-3839

いりょう ひつようせい たか かた ざいたく りょうよう 医療の必要性の高い方でも在宅で療養すること かのう が可能になりました。

しっしにもじ げっ きんようび しゅくじっ ねんまつねん し のぞ ○実施日時:月~金曜日(祝日・年末年始を除く)

 $8:30 \sim 17:00$

健康診査・がん検診

■健康診査・各種がん検診

(プ) 健康づくり課 健診係

1 03-5273-4207

新宿区指定医療機関で、区民の方を対象とした 健康診査・各種がん検診を行っています。

※受診券の申込みは健康づくり課健診係、各保健センターで受け付けます。

※下記の健康診査・各種がん検診は新宿区民の方が対象です。

かくしゅけん けん しんとう 各種健 (検) 診等	たいしょう 対象	じっし ば しょ よ やく き き 実 施場所・予約先	^{ひょう} 費用など
けんこうしんさ健康診査	16歳以上 16歳以上 かきもゅう さんしょう (下記注 1 参照)	いりょう きかん じゅしんけん もうし こ 医療機関 (受診券の申込み けんこう は健康づくり課・各保健セン ター)	無料 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
胃がん検診	50歳以上 2年に1回 (下記注2参照)	いりょう きかん じゅしんけん もうし こ 医療機関 (受診券の申込み けんこう は健康づくり課・各保健セン ター)	(15 cm) (15
たけらいう けんしん 大腸がん検診	40 歲以上	いりょうきかん じゅしんけん もうし こ 医療機関 (受診券の申込み けんこう かかくほけん は健康づくり課・各保健セン ター)	ゆうりょう 有料
肺がん検診	40 歳以上	いりょうきかん じゅしんけん もうし こ 医療機関 (受診券の申込み けんこう は健康づくり課・各保健セン ター)	phylical
しまゅうけい 子宮頸がん検診	20歳以上の (うまうねんれい じょせい 偶数年齢 女性 かき ちゅう さんしょう (下記注 3 参照)	に 原機関 (受診券の申込み は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
乳がん検診	40歳以上の でうまうねんれい じょせい 偶数年齢 女性 か き 5ゅう さんしょう (下記注 3 参照)	いりょう きかん じゅしんけん もうし こ 医療機関 (受診券の申込み けんこう は健康づくり課・各保健セン ター)	ゆうりよう 有料 ではいけん とど 受診券が届いたら医療機関(一覧 は受診券とともに送付)に直接お としいではない。
ぜんりつせん けんしん 前立腺がん検診	きいいじょう だんせい 50 歳以上 男性	いりょう きかん じゅしんけん もうし こ 医療機関 (受診券の申込み けんこう かかくほけん は健康づくり課・各保健セン ター)	(はたうしん き どうじ じっし (はたうしん き どうじ じっし (健康診査と同時に実施します。 (はたうしん き かいほう (健康診査の対象でない方は単独で とっし 実施します。
こっそ 骨粗しょう症予防検診	20 歳以上	がくほけん 各保健センター	(こうほう し 区の広報紙などでお知らせします。
しかけんこうしんさ 歯科健康診査	16 歲以上	いりょうきかん じゅしんひょう もうし こ 医療機関 (受診票の申込みは けんこう 健康づくり課)	有料 有料 ではしなが、 とど 受診票が届いたら医療機関 (一覧 ではしながら) は受診票とともに送付) に直接お を もりい合わせください。

| 1 : (けんこうしん き たいしょう | たいしょう | たいしょう | たいしょう | たいしょう | たいしょう | にゅしん き かいしょう | たいしょう | にゅしん き かいしょう | にゅしん き かいしょう | にゅしん き かいしょう | にゅしん か にゅうしゃ | にゅしん | にゅっしゃ | にゅしん | にゅっしゃ | にゅっ



福祉

予防接種

□ 保健予防課 予防係

がらうする方には予防接種予診票をお送りしま

● 高齢者インフルエンザ予防接種

対象者: ① 65 歳以上 ② 60 歳~ 65 歳未満で心臓・じん臓・呼吸器・免疫機能に身体障害者手帳 1 級程度の重い障害のある方

一部自己負担額あり(75歳以上及び生活保護受給世帯等の方は免除)。

●高齢者用肺炎球菌予防接種

対象者: ① 2024 年 4 月 1 日 ~ 2025 年 3 月 31 日 に 65 歳になる方 ② 60 歳 ~ 65 歳未満で心臓・じん臓・呼吸器・免疫機能に身体障害者手帳 1 級程度の重い障害のある方

※ 過去に肺炎球菌 (23 価) ワクチンを受けたことがある方は、対象外です。

いちょ じょう たんがく せいかつほご じゅぎゅうせ たいとう かた 一部自己負担額あり (生活保護受給世帯等の方 めんじょ は免除)。

●風しん・麻しん(はしか)抗体検査・予防接種

全まれてくる赤ちゃんへの障害(先天性風しん 症候群)と妊婦の麻しんによる早産・流産を防ぐため、希望する方に風しん・麻しん抗体検査と予防接種費用の助成を実施しています。ご希望の方は保健予防課にお問い合わせください。

かが象者

- ・ 嵐しん・麻しん (はしか) 抗体検査…① 19 歳以上の妊娠を希望する女性 ②①の配偶者・ パートナー・同居者 ③妊婦の配偶者・パー トナー・同居者
 - ※同居者とは、住民登録上の住所が妊娠を希望する女性、妊婦と同じ方です。
 - ※過去にこの検査を受けたことがある芳、嵐 しんワクチン・麻しんワクチン (MR を含む) を接種したことがある芳、嵐しん・麻しん

- の確定診断を受けたことがある方は対象外です。
- ・ 予防接種…上記①~③に該当し、覚しん・麻 しん抗体検査(妊婦健診、過去の自費での健 診を含む)を受けた結果、風しんまたは麻し んの抗体価が低い方

こうたいけん き む りょう 抗体検査は無料。

予防接種は一部自己負担額あり (生活保護受給 世帯等の方は免除)。

●風しん第5期

がまたで、またい。 する またい ない かった 世代の 過去に定期接種を受ける機会のなかった世代の 男性を対象とした風しんの予防接種が定期接種に 位置付けられました。

定期接種は、事前に配しん抗体検査を受けていただき、風しんの抗体価が低い方を対象に実施します。

だったいけんをおよった。 抗体検査及び予防接種は、全国の医療機関で受けることができます。

○風しん抗体検査

対象者: 区内在住の 1962 年 4 月 2 日~ 1979 年 4 月 1 日生まれの男性。

th to mixt in mix かい 検査回数:1回 ひょう むりょう 費用は無料。

○嵐しん予防接種

対象者:区内在住の1962年4月2日~1979 第4月1日生まれの男性で風しん抗体 検査を受けた結果、風しん抗体価が低い方。

せっしゅかいすう かい接種回数:1回 みょう むりょう 費用は無料。

原則、MR (麻しん風しん混合) での接種となります。

※ 風しん単体での接種を希望する方はお問合せください。

●帯状疱疹

区民の帯状疱疹の発症を防ぎ、区民の健康増進に寄与し、経済的真担の軽減を実施するため、帯状疱疹ワクチン予防接種事業を令和5年4月1時から実施しております。

対象者:接種日現在、50歳以上の方













その他詳しくは、お問い合わせください。

※ 主に子どもが対象となる予防接種については、 出産・子育て・教育編をご覧ください。

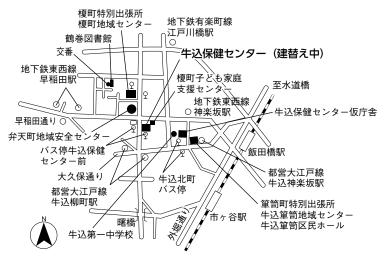
外国語で対応できる 病院・歯科医

- ●外国語による医療機関案内
- 東京都保健医療情報センター「ひまわり」
 - **a** 03-5285-8181
 - http://www.himawari.metro.tokyo.jp/

■保健センター

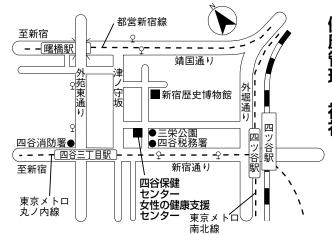
すしごめ ほ けん 牛込保健センター

- **a** 03-3260-6231



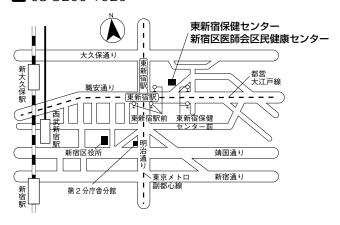
ょっゃ ほけん 四谷保健センター

- 新宿区四谷三栄町 10-16
- **a** 03-3351-5161



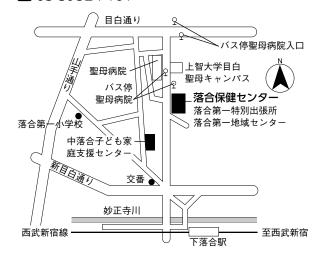
東新宿保健センター

- ★ 新宿区新宿 7-26-4
- **a** 03-3200-1026



まちあい ほ けん 落合保健センター

- 葡萄区下落合 4-6-7
- **a** 03-3952-7161





保険・健康管理・福祉

ネパニ ホッシニང゙ニ カルニミ ニ 英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語で となります。 いりょう きかん あんない 診療できる医療機関を案内しています。

(たちじ まいにち ど にちょうび しゅくきゅうじつとう ふく 〇日時:毎日(十・日曜日・祝休日等を含む) $9:00 \sim 20:00$

エイズ・性感染症対象

■エイズに関する電話相談

しんじゅくく ほけんじょがいこく ごでん わそうだん 新宿区保健所外国語電話相談

1 03-3369-7110

にもじ げんそく もくようび しゅくきゅうじつのぞ 日時:原則として、木曜日(祝休日除く)

13:00~17:00

タイ語は月 2 回木曜日 (HIV 検査日) のみ とくめい そうだん ※ 居名で相談できます。

■HIV•性感染症検査

(検査・結果時に外国語カウンセラーによる相談対応)

紫ヹ れで 言語:英語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語 じっし び げんそく つき かいもくよう び しゅくきゅうじつ のぞ 実施円:原則として、月2回木曜円(祝休円を除く)

うけつけ じ かん 受付時間:13:00 ~ 15:00

じっしかいじょう しんじゃくく ほけんじょけんしんかいじょう しんじゃくく にししんじゃく 実施会場:新宿区保健所健診会場(新宿区西新宿

7-5-8、新宿都税事務所 1 階)

- ○予約不要。先着 10 名。
- A望により梅毒・クラミジア・B型肝炎ウイル スの検査も同時に受けられます。
- ○結果は 1 週間後検査実施会場で、本人だけに医 はなどう はっこう けっか しゃしんさつえい 書等の発行、結果の写真撮影はできません。
- ※ 匿名・無料で受けられます。
- といあわ じょうき しんじゅくく ほけんじょがいこくごでん かそうだん ※ 問合せは、上記「新宿区保健所外国語電話相談」へ。

ひとり親のための

■ひとり親相談

P 子ども家庭課 育成支援係

ひとり親家庭の悩みごとや、就労・生活全般の ^{そうだん} がな 相談を行っています。

■ひとり親家庭の就労相談

P 子ども家庭課 育成支援係

はいい でんしょく しゃくしゃとく こうざじゅこう だいしゃ きゅうふ 就職・転職や資格取得の講座受講のための給付 とう しゅうろう かん そうだん もは 等、就労に関する相談を行っています。

■東京都母子及び父子福祉資金

P 子ども家庭課 育成支援係

20歳未満の字を養育しているひとり親家庭の かた しゅうかく しゅうしょく しきん ひつよう ばあい か 方が、修学、就職などで資金が必要な場合に貸し 付けます。

■ひとり親家庭休養ホーム

↑ こか かていか いくせい し えんがり 子ども家庭課 育成支援係

ひとり親家庭の親と字 (20 歳未満) が、区が 指定する施設を低額な料金で利用できます(作度 対3 向まで)。親のみ、子どものみの利用はでき ません。

■家事援助者雇用費助成(ひとり親 家庭家事・育児サポート)

P 子ども家庭課 育成支援係

ぎゃキョシハントルシリルショネ じどシ ふょシ 義務教育修了前の児童を扶養するひとり親家庭 ゕゖぇ゙ゟゖ゠゠゠゚ゔ゠ゕゖ゚ゔ゠ゖゖゖゖ へ家事援助者雇用の費用を助成します。

■ひとり親家庭の医療費助成

18歳到達以後の最初の3月31日まで(一定以上の障害のある場合は20歳未満)の児童を養育しているひとり親家庭の方で、申請者及び児童を養育しているひとり親家庭の方で、申請者及び児童が日本の健康保険に加入し、一定の所得基準額未満の方に、申請により「マル親医療証」を交付します。

健康保険証と一緒に医療機関の窓口に提示して とから、窓口で支払う自己負担分の一 部または全額を助成します。

女性のための 福祉サービス

■女性相談

日 生活福祉課 相談支援係

女性の悩みごとやその他いろいろな相談に応じ、経済的・社会的に自立した生活ができるよう 透切な援助をします。

あなたが、美や男性などからの暴力や妊娠・増発のことで悩んだり、家出をして行く発がなく保護を求めたい場合などの相談に応じます。

程談は在留資格がなくても受けられますが、利 #記できる制度は資格により異なります。

■女性・母子の緊急一時保護

せいかつふく し か そうだん し えんがかり 生活福祉課 相談支援係

あなたが、美や男性などから暴力を受けるなどして、 行き場がなくなり一時的に避難したいとき、宿泊や食事などを提供することによって保護する制度です。

この制度は、女性・母子のためのもので外国人にも できょう 適用されます。

高齢者のための 福祉サービス

■高齢者総合相談センター

□ こうれいしゃ しえんか こうれいしゃそうだんだいいち だいに がり 高齢者支援課 高齢者相談第一・第二係

がこれが、 介護保険に関する相談や、介護保険外サービスの はいとう 中請等を受け付けています。ご本人のほか、家族や 時間囲の方も日頃の悩みを気軽にご相談ください。

■介護保険外サービス

☐ 高齢者支援課 高齢者支援係

高齢者が住み慣れた場所で、愛心して自立した 生活を送れるよう、下記のような介護保険外サービスを実施しています。各サービスの内容や対象 者など、詳しくはお問い合わせください。

■地域ささえあい館・シニア活動 館・地域交流館

り 地域包括ケア推進課 高齢いきがい係

初めて利用する方は、住所・氏名・年齢が確認できるもの(健康保険証など)をお持ちになり、利用 証の交付を受けてください。

○薬主寺地域ささえあい館: 高齢者等の支援を旨的とする方や区内在住の60歳以上の方に、高齢は等を支援する「地域支え合い活動」や健康増進・介護予防に向けた活動のほか、いきがいづくり活



ば 動の場として活用していただく施設です。

- ○シニア活動館: 区内在住の 50 歳以上のだに、ボランティアなどの社会貢献活動や健康増進・介護予防に向けた活動のほか、いきがいづくり活動の場として活用していただく施設です。
- ○地域交流館:くればいばりの 60 歳以上の方に、健康 地域交流館:区内在住の 60 歳以上の方に、健康 増進・介護予防に向けただ動のほか、いきがいづくり活動の場として活用していただく施設です。



障害のある方のため の福祉サービス

■障害者手帳

しょうがいしゃふく し か そうだんがり 障害者福祉課 相談係

1 03-5273-4518

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福 して手帳の交付を受けている方は、障害者の方を対 象とした制度を利用することができます。

制度により手帳の種類や等級、脊髄や所管などの制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

身体障害者手帳は、視覚、聴覚、平衡感覚、普 声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、じん 競、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、 が構に障害のある方に交付されます。指定医の診 断書に基づき、東京都心身障害者福祉センターで 判定し、交付されます。

愛の手帳は、知的障害のある方に交付されます。 とうきょうと しんしんしょうがいしゃふく し 東京都心身障害者福祉センター (児童の場合は、 児童相談センター) で判定し、交付されます。

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のある方が一定の障害にあることを証明するものです。医師の診断書などに基づき、都立中部総合精神保健福祉センターで判定し、交付されます。

※ 精神障害者保健福祉手帳については、42ページの保健所・保健センターへお問い合わせください。

■障害者福祉のサービス

□ はうがいしゃふく し か そうだんがかり **障害者福祉課 相談係**

障害者手帳をお持ちの芳を対象としたサービスを実施しています。いずれのサービスも手帳の内容や発齢・所得による受給要件があります。詳しくはお問い合わせください。

〈主なサービスの種類〉

- しんしんしょうがいしゃふく し て あて・ 心身障害者福祉手当
- ・ 心身障害者医療費助成
- ・ 理美容サービス
- しん ぐ かんそう しょうどく ・ 寝具乾燥・消毒サービス
- ・ おむつ費用助成

■障害者総合支援法・児童福祉法の サービス

しょうがいしゃふくし か しえんかかり 電子福祉課 支援係

a 03-5273-4583

身体障害者(児)・丸的障害者(児)・精神障害者(児)・精神障害者(児)・難病等の方を対象とした介護、訓練等の障害福祉サービスがあります。サービスを利用するためには、事前にサービス等利用計画の作成が必要です。サービスによっては、障害支援区分等の認定を受ける必要があります。詳しくはお問い合わせください。

生活に困っている方の ための福祉サービス

■仕事と家計に関する相談

★(かつふくしか せいかうし えんそうたんまとくらる 生活福祉課 生活支援相談窓口

- ▲ 区役所第2分庁舎1階
- **a** 03-5273-3853
- M 03-3209-0278

しんじゅくく しゃかいふく しきょうぎ かい そうごうそうだんまどぐち 新宿区社会福祉協議会 総合相談窓口

- 新宿区高田馬場 1-17-20
- **1** 03-5273-3546
- **M** 03-5273-3082

「生活を立て造したい」「仕事や家計に関する指 談がしたい」「経済的に困っているが、どこに相談 したらよいのかわからない」などの相談に、社会 福祉士等の資格を持つ相談支援員が対応します。

日時:月~金曜日(祝休日等を除く) 8:30 ~ 17:00

■ひきこもりに関する相談

せいかつふく しか そうごうそうだんまどぐち 生活福祉課ひきこもり総合相談窓口 せいかつ し えんそうだんまどぐち (生活支援相談窓口)

- ▲ 区役所第二分庁舎 1 階
- **1** 03-5273-3853
- **M** 03-3209-0278

ひきこもりの当事者やその家族からお話を何い、必要に応じて関係機関と連携して総合的に対応します。

にも じ げつ **^よう g しゃくじっとうので 日時:月~金曜日(祝日等除く)8:30~ 17:00

■生活保護の準用

生活福祉課 相談支援係

生活保護とは、生活に困っている日本国民に対して、生活保護とは、生活に基づいて、生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

とくてい ざいりょうしかく がいこくじん 特定の在留資格のある外国人にも、この法律が をはない ばない 準用される場合があります。

そのため、相談を受けるうえで、以下の事項などをお聴きします。

- ・ 在留資格のこと
- ・ 家族のこと (親・子ども・兄弟)
- ・今までの生活のこと(収入・仕事など)
- ・ 住まいのこと(持家・公営住宅・民間住宅・そ

の<u>怖</u>)

- 資産のこと(不動産・預貯金・生命保険・養老保険など)
- ・ その他、紫気のことなど 詳しくは、お問い合わせください。

その他の医療・福祉サービス

■家庭相談

日時:月~金曜日 (祝休日等を除く) 13:00 ~

☎ 03-5273-4558

■悩みごと相談室

图 男女共同参画課

- ☎ 03-3353-2000 (相談員)
- **1** 03-3341-0905 (男性相談員) ※土曜午後のみ
- **②** 03-5273-3646 (第 1 分庁舎相談員) ※月曜のみ

様々な悩みごとの相談をお受けし、問題の解決に 向けて相談員が一緒に考えます。相談は、月曜日から土曜日まで男女共同参画推進センターで行っています。相談時間は 10:00~16:00 (12:00~13:00を除く)です。電話相談の受付は、15:30までとなります。土曜日13:00~16:00は男性相談員もいます。また、月曜日は区役所第1分庁舎でも行っています。相談は無料で、面接相談は予約が必要です。電話相談は直接おかけください。



なお、男女共同参画推進センターには、男女共同参画推進センターには、男女共同参画に関する日本語と別名を収集提供する資料コーナーがあるほか、啓発活動として講座も開催しています。

■ thunk < p5 きまう 新宿区荒木町 16

まゅうかんび しゅくきゅうじつ ねんまつねんし 休館日:祝休日、年末年始

■DV 植談ダイヤル

□ LADIN(< はいぐうしゃぼうりょくそうだん し えん 新宿区配偶者暴力相談支援センター

- **1** 03-5273-2670
- **M** 03-5273-2722

配偶者や恋人等、親密なパートナーからの暴力をDV(ドメスティック・バイオレンス)といいます。DVは重大な人権侵害です。

DVで困っていたら、 算用電話で相談ができます。 稍談は無料です。 秘密は守ります。 名前を言わなくても相談できます。

ひつよう とき めんせつそうだん 必要な時は面接相談もします。

にもし げつ まんようび しゃくきゅうじつ ねんまっねん し のぞ (日時:月~金曜日 (祝休日・年末年始を除く)

9:00 \sim 17:00

